

## 日本ウェルネススポーツ大学コロナウイルス感染症予防対策指針

この指針は、コロナウイルス感染症の感染拡大防止や学生の学修機会の確保等、コロナ禍における学校教育活動等を継続するために必要な事項を定めるものである。

### 1 趣旨・目的

日本ウェルネススポーツ大学（以下「本学」という。）は、コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じつつ、良好で快適な教育・研究環境、ないし就業環境を保持するため、この指針を策定する。

### 2 基本的な感染症対策の徹底

一般的な感染予防対策（三密回避、検温、消毒、飛沫感染防止策等）を講じ、日々の活動において継続して感染予防に努める。

### 3 新たな日常に向けた取り組み

前項の対策を講じつつ、以下の取り組みを行う。

#### (1) 授業・学修環境等の整備

- 1) 感染状況に応じて授業実施形態を柔軟に変更して対応する。
- 2) オンライン授業等を行なう場合は、授業実施者および学修者の双方において必要な支援・整備を行う。
- 3) 感染症罹患または濃厚接触等によりやむを得ず授業を欠席する場合は、本学基準（公認欠席（公欠）の取扱いに対する学内基準）を運用して対応する。あわせて、それら学生に対する追加的学修支援を必要に応じて実施する。

#### (2) 学生支援体制の強化

- 1) 対面を要しない学生相談（支援）体制を整備・実施する。
- 2) 学生に向けた感染症に関する注意喚起や情報発信等を行う。
- 3) 学生に対する経済的支援を実施する。
- 4) 課外活動（部活動等）実施のための感染予防の取り組みを行う。

#### (3) 地域貢献活動の実施

- 1) 感染予防対策を行い地域貢献活動（公開講座、大学施設開放等）を継続する。

#### (4) 教職員の就業関係

- 1) 在宅勤務や時差出勤等の感染予防対策による勤務形態を推奨する。
- 2) 感染状況に対応した大学業務維持のための体制を整備する。
- 3) 在宅勤務等に伴う情報セキュリティの強化および会議体オンライン化の実施。

### 附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。